

化学的酸素要求量等に係る第8次総量削減計画のあり方及び総量規制基準について

質問の趣旨

○ 背景

- 人口、産業が集中する広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び大阪湾を含む瀬戸内海においては、昭和53年に、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により水質総量削減制度が導入され、これまで5年ごとに7次にわたり水質総量削減を実施している。
- 水質総量削減制度においては、環境大臣が、水域ごとに、化学的酸素要求量（COD）等の汚濁物質の総量を削減するための基本的な事項を総量削減基本方針として定め、これに基づき、関係都府県知事が、総量削減計画を定めることとされている。また、工場・事業場が排出する汚濁物質の総量を規制する総量規制を行っており、環境大臣が定める設定方法に基づき、関係都府県知事が総量規制基準を定めることとされている。
- 平成27年12月に、中央環境審議会から、第8次水質総量削減のあり方について答申された。この答申においては、大阪湾は、窒素及びりんの環境基準が達成された状況が続いている一方でCODの環境基準達成率は低く、大規模な貧酸素水塊も発生しているため、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があるとされた。また、平成28年5月には、中央環境審議会から、総量規制基準の設定方法について答申された。
- 今後、国においては、これらの答申を踏まえ、総量削減基本方針が策定され、総量規制基準の設定方法に係る告示が行われる予定。

○ 質問事項

化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る第8次総量削減計画のあり方及び総量規制基準について

検討スケジュール（案）

平成28年

6月27日 環境審議会に諮問
水質部会において審議
11月頃 総量規制基準案に係る
パブリックコメントを経て
環境審議会から答申

その後、府で計画案を策定し、パブリックコメント、国との協議を経て
計画を策定、基準を告示（平成29年夏頃を予定）。

（水質部会運営要領（抜粋））

第2 所掌事項等

部会は、水質に係る次の事項について、審議を行うとともに、必要に応じて審議会に報告を行う。

- (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3の規定に基づく総量削減計画の作成
- (3) 水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の設定

水質総量削減制度の概要

指定水域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海

指定項目：化学的酸素要求量（COD）、窒素、りん

総量削減基本方針（国）

- 削減目標量
- 目標年度
- 総量の削減に関する基本的な事項

総量削減計画（都府県）

- 発生源別（生活系、産業系、その他）の削減目標量
- 削減目標量の達成の方途
- その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

総量規制基準（国）

設定方法（業種区分と、業種区分ごとの基準の範囲）

総量規制基準（都府県）

業種区分ごとに国が定める範囲内で基準を設定。

発生負荷量（大阪府）の推移

	平成16年度	平成21年度	平成26年度	(トン/日)
COD	83	65	57	
窒素	71	61	58	
りん	4.8	4.0	3.4	

大阪湾の環境基準の達成状況

COD

水域名	類型	平成21年度		平成26年度	
		環境基準達成状況	年75%値が環境基準値を下回る地点数／全地点数	環境基準達成状況	年75%値が環境基準値を下回る地点数／全地点数
大阪湾(1)	C	達成	5／5	達成	5／5
大阪湾(2)	B		0／5		3／5
大阪湾(3)	A		0／3		0／3
大阪湾(4)	A		0／4		0／4
大阪湾(5)	A		2／4		3／4

※環境基準達成状況は、環境基準点における年75%値が、水域ごとに全ての環境基準点で環境基準値を下回っているかどうかで評価。

窒素

水域名	類型	平成21年度		平成26年度	
		環境基準達成状況	年平均値が環境基準値を下回る地点数／全地点数	環境基準達成状況	年平均値が環境基準値を下回る地点数／全地点数
大阪湾(イ)	IV		5／5		5／5
大阪湾(ロ)	III	達成	7／7	達成	7／7
大阪湾(ハ)	II		10／10		9／10

※環境基準達成状況は、環境基準点における年平均値を水域ごとに平均した値が環境基準値を下回っているかどうかで評価。

りん

水域名	類型	平成21年度		平成26年度	
		環境基準達成状況	年平均値が環境基準値を下回る地点数／全地点数	環境基準達成状況	年平均値が環境基準値を下回る地点数／全地点数
大阪湾(イ)	IV		4／5		4／5
大阪湾(ロ)	III		5／7		7／7
大阪湾(ハ)	II	未達成	4／10		8／10

※同左